

お問合せ等でいただいた主な御意見と本市の考え方【2月3日現在】

1 登録について

整理番号	御意見	本市の考え方
1-1	登録の区分が、不動産事業者、建築士事務所、工務店、瓦・板金事業者となっているが、複数の区分の要件を満たす場合、どの業種として登録をしたらよいか。	要件を満たすのであれば、不動産業者、建築士事務所、工務店、瓦・板金事業者として、それぞれの区分で複数登録が可能です。 ただし、その場合、それぞれの区分での運営協力費の支払いが必要です。
1-2	継続登録ではないのか。	要件の中には、過去3年間（場合によっては5年間）の実績等が含まれており、現在も要件を満たしているかどうか確認させていただく必要があります。また、運営協力費の支払いが生じるため、再度登録いただくものです。 なお、ホームページの事業者情報は、継続して利用できるため、再入力していただく必要はありません。

2 要件について（全体）

整理番号	御意見	本市の考え方
2－1	「過去〇年間」はいつから起点とするのか。	過去3年間であれば、令和4年度以降、5年間であれば、令和2年度以降を対象と解釈します。
2－2	実績とは、どの時点を指すのか。	要件の期間中に、契約、設計、着工又は完成時が含まれていれば、実績として解釈します。
2－3	実績を示す書類はどこまで求められるのか。	契約書等の実績を示す書類を申請書類として求めませんが、確認させていただく場合がありますので、実績を確認できる書類は御用意ください。 また、積極的に「事業者情報」に掲載していただくことを希望します。

3 要件について（不動産事業者）

整理番号	御意見	本市の考え方
3-1	「自社の仲介物件」の考え方について、例えば、物件所有者に対して行ったコンサルティング業務も含むと考えてよいか。	仲介については、「売買の仲介」のほか、物件所有者に対して、将来的な活用を見据え、耐震改修等の実績要件である内容を提案して実施されたというような「コンサルティング業務」についても含むと解釈します。
3-2	「リノベーション」とは、どのような工事を想定しているのか。水回りの更新といったものは対象となるのか。	基本的には、「既存住宅の機能や価値を全体的に見直して性能を向上させる、間取り変更等を行う大規模な改修工事」を想定しています。 間仕切り変更を伴わずとも、生活動線が大幅に変化する等、暮らし全体に対処した包括的な改修もリノベーションとして解釈しますが、浴室周りだけといった、ごく一部の改修工事は想定していません。 様々な事例が考えられるため、判断に迷われる場合は個別に御相談いただきたい。

4 要件について（建築士事務所）

整理番号	御意見	本市の考え方
4-1	京都市の耐震診断士派遣事業で行っている、基本計画作成事業は「耐震改修設計」に該当するか。	該当します。